

平成22年11月30日

投資主各位

東京都港区浜松町二丁目6番2号
日本ホテルファンド投資法人
執行役員 實 延 道 郎

第4回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人第4回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができます。書面による議決権の行使をお望みの場合、お手数ながらも後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご記入のうえ、平成22年12月15日（水曜日）午後5時までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、現行規約第14条におきまして「みなし賛成」の規定を定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されるものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人現行規約抜粋）

第14条（みなし賛成）

投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。

2. 前項の定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時： 平成22年12月16日（木曜日）午前10時
2. 場 所： 東京都港区芝公園二丁目5番20号
メルパルク東京 3階 牡丹の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 投資主総会の目的である事項：

決議事項

- 第1号議案：規約一部変更の件
- 第2号議案：執行役員1名選任の件
- 第3号議案：補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案：監督役員2名選任の件

以 上

（お願い）◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有するほかの投資主1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎議決権行使書面により重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法

投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ（<http://www.nhf-reit.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。

◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において本投資法人の資産運用会社であるジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 議案の要領及び変更の理由

なお、本項において取り上げられている規約の条項の番号については、特に断りのない限り、現行規約における条項の番号を示すものとします。

① 第27条関係

平成22年度税制改正により租税特別措置法が改正され、投資法人が不動産等を取得した場合に登録免許税の軽減措置を受けるための要件につき、法令の文言に形式的な変更があったため、それにあわせて、必要な字句の修正を行うものであります。

② 第28条関係

投資法人の資産運用の基本方針の範囲内で必要と認められる資産への機動的な投資を可能とするため、資産運用の対象となる資産の種類について変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 規 約	変 更 案
<p>(投資態度)</p> <p>第27条 (記載省略)</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. (記載省略)</p> <p>4. (記載省略)</p> <p>5. 本投資法人は、特定不動産（本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権、<u>地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権</u>を信託する信託の受益権をいう。）の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上とするよう資産運用を行うものとする。</p> <p>6. (記載省略)</p>	<p>(投資態度)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. (現行どおり)</p> <p>5. 本投資法人は、特定不動産（本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権<u>若しくは地上権又は不動産の所有権</u>、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。）の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上とするよう資産運用を行うものとする。</p> <p>6. (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲)</p> <p>第28条 (記載省略)</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. 本投資法人は、第1項及び第2項に定める特定資産のほか、以下の資産に投資する。</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) (記載省略)</p> <p>(3) (記載省略)</p> <p>(4) (記載省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(5) 不動産等の投資に付随して取得が必要又は有用となる地役権その他の権利。</p>	<p>(資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 本投資法人は、第1項及び第2項に定める特定資産のほか、以下の資産に投資する。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(5) <u>「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定める算定割当量その他これに類するもの又は排出権(温室効果ガスに関する排出権を含む。)</u></p> <p>(6) 不動産等の投資に付随して取得が必要又は有用となる地役権その他の権利。</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

本投資法人の執行役員實延道郎から、本投資主総会の終結をもって辞任したい旨の申出がありましたので、本投資主総会において、新たに執行役員1名の選任をお願いするものであります。本議案において、執行役員の任期は規約第17条第2項の規定により、平成22年12月16日より2年間となります。

なお、執行役員選任に関する本議案は、平成22年11月15日開催の役員会において、監督役員的全員の同意によって提出された議案であります。

また、当該執行役員候補者からは平成22年11月15日付で就任の承諾を得ております。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	主	要	略	歴		
関田成夫 (昭和24年7月28日)	昭和49年4月	大和証券株式会社入社				
	昭和51年10月	同社 退職				
	昭和54年10月	和光証券株式会社入社				
	平成10年3月	和光国際ヨーロッパ株式会社 社長 (出向)				
	平成12年4月	新光証券株式会社 公開引受部長 (合併による社名変更)				
	平成13年12月	同社 退職				
	平成14年1月	WestLB証券株式会社入社	インベストメント	バンキンググループ	ディレクター	
	平成17年7月	同社 退職				
	平成17年8月	クレディ・スイス証券株式会社入社	ストラクチャー	ド	インベストメント部	ディレクター
	平成21年1月	クレディ・スイス証券株式会社	退職			
	平成22年9月	ジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会社	入社	顧問	(現職)	

1. 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
2. 上記執行役員候補者は、平成22年12月16日付で本投資法人が資産運用委託契約を締結しているジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会社の代表取締役就任に就任する予定であります。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

補欠執行役員有働和幸の選任に係る本投資法人の第3回投資主総会の決議は、本投資主総会の開始の時をもって効力を失うことから、執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。

補欠執行役員選任に関する本議案は、平成22年11月15日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

また、当該補欠執行役員候補者からは平成22年11月15日付で就任の承諾を得ております。

なお、当該補欠執行役員候補者の補欠執行役員選任については、執行役員就任前に限り、役員会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	主	要	略	歴
有働和幸 (昭和33年4月18日)	昭和57年4月	株式会社三井銀行入社		
	平成2年4月	株式会社太陽神戸三井銀行 三田通支店 融資課 課長代理 (合併による社名変更)		
	平成5年1月	株式会社さくら銀行 六本木支店 融資第二課 副長 (社名変更)		
	平成7年10月	同社 名古屋駅前支店 融資課長		
	平成11年6月	同社 多摩支店 副支店長		
	平成13年4月	株式会社三井住友銀行 事務統括部 上席部長代理 (合併による社名変更)		
	平成14年10月	同社 本店 (東京) 上席調査役		
	平成14年11月	タイヘイ株式会社 財務部次長 (出向)		
	平成16年10月	株式会社三井住友銀行 退職		
	平成16年11月	ジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会社 入社 財務部長 (現職)		

1. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
2. 上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監督役員2名選任の件

本投資法人の監督役員藤原憲一及び御宿哲也から、本投資主総会の終結をもって一旦辞任したい旨の申出がありましたので、本投資主総会において改めて監督役員2名の選任をお願いするものであります。本議案において、監督役員の任期は規約第17条第2項の規定により、平成22年12月16日より2年間となります。

当該監督役員候補者からは平成22年11月15日付で就任の承諾を得ております。監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	主	要	略	歴
1	藤原 憲一 (昭和15年1月14日)	昭和38年4月	株式会社東京証券取引所入所		
		昭和42年7月	アーサーアンダーセン会計事務所入所		
		昭和45年10月	公認会計士登録		
		昭和48年6月	監査法人サンワ事務所設立	社員	
		昭和51年4月	同監査法人	代表社員	
		昭和61年4月	サンワ・等松青木監査法人	代表社員	(合併により名称変更)
		平成2年2月	監査法人トーマツ	代表社員	(合併により名称変更)
		平成13年6月	同監査法人	本部 Executive Management Member	(専務代表社員、東京事務所地区代表社員)
		平成17年6月	同監査法人	退職	
		平成17年7月	公認会計士藤原憲一事務所	所長	(現職)
		平成17年7月	日本コンベンションサービス株式会社	非常勤監査役	就任
		平成17年11月	三井倉庫株式会社	非常勤監査役	就任
		平成17年11月	日本ホテルファンド投資法人	監督役員	就任 (現職)
		平成17年12月	株式会社サティスファクトリーインターナショナル	非常勤監査役	就任 (現職)
		平成18年5月	東京応化工業株式会社	特別委員会委員	(現職)
		平成18年6月	同社	補欠監査役	就任 (現職)
		平成19年5月	財団法人川村理化学研究所	非常勤監事	就任 (現職)
		平成21年6月	株式会社新銀行東京	非常勤監査役	就任 (現職)

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	主 要 略 歴	
2	御 宿 哲 也 (昭和40年5月30日)	平成5年4月 平成12年12月 平成14年9月 平成14年10月 平成15年11月 平成17年6月 平成17年11月 平成17年12月 平成19年3月 平成20年4月 平成20年10月 平成22年8月 平成22年9月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 飯沼総合法律事務所入所 同法律事務所パートナー 中央大学兼任講師 総務省「公共ITサービスガイドライン研究会」メンバー 静岡県弁護士会に登録変更・あおば法律事務所パートナー 株式会社ビック東海 非常勤監査役 就任（現職） 日本ホテルファンド投資法人 監督役員 就任（現職） 株式会社エーツー 非常勤監査役 就任（現職） 株式会社ヒーリングエンターテイメント 非常勤監査役 就任（現職） 財団法人マルチメディア振興センター「ASP・SaaS安全・信頼性に係る情報開示認定制度」認定審査委員会 審査委員委嘱候補委員 就任（現職） 総務省「地方公共団体ASP・SaaS活用推進会議」委員 就任（現職） あおば法律事務所 退職 葵タワー法律事務所 代表 就任（現職） 株式会社小池弥太郎商店 社外監査役 就任（現職）

1. 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を所有しておりません。
2. 上記監督役員候補者のうち、藤原憲一は、公認会計士藤原憲一事務所の所長であります。また、御宿哲也は、葵タワー法律事務所の代表弁護士であります。
3. 上記監督役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
4. 上記監督役員候補者は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の業務全般を監督しております。

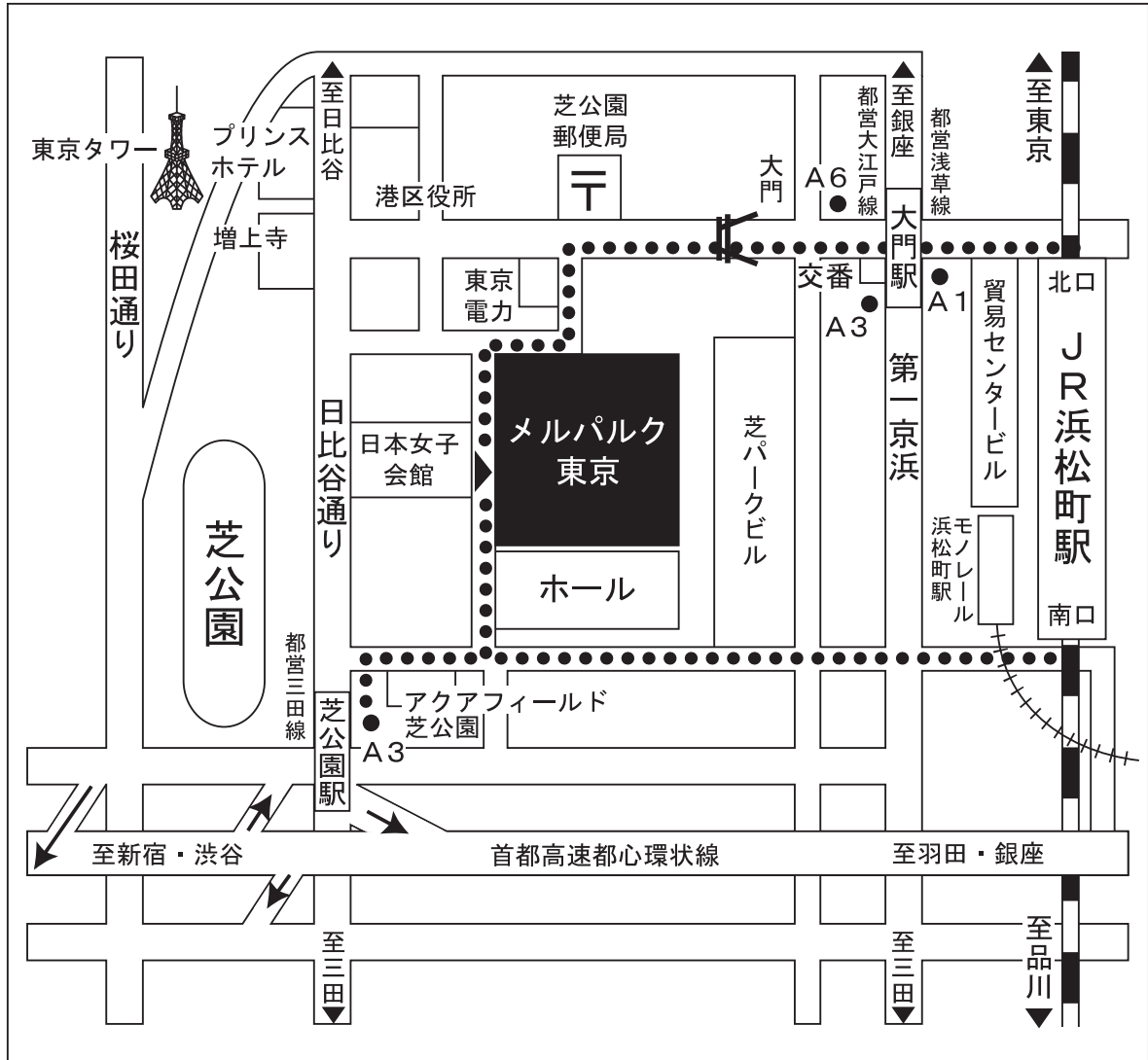
参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づく現行規約第14条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案乃至第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当していません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

〒105-8582 東京都港区芝公園二丁目5番20号
 メルパーク東京 3階 牡丹の間
 電話 03-3433-7210



会場まで

- JR
 浜松町駅（北口）又は（南口）S5階段「金杉橋方面」から徒歩8分
- モノレール
 浜松町駅（北口）から徒歩8分
- 地下鉄
 芝公園駅（都営三田線）A3出口から徒歩2分
 大門駅（都営浅草線「京浜急行乗入」、都営大江戸線）A3出口から徒歩4分
 A6出口から徒歩4分
 A1出口から徒歩5分

◎会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。